

電子記録債権サービスの機能改善について

電子記録債権サービスにおいて、2023年1月10日(火)より以下の機能を追加します。

- (1) 債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮
債務者請求方式における記録請求の制限期間を支払期日の7営業日前から最短で3営業日前までに短縮いたします。これにより、支払期日の3営業日前の日まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。
- (2) 債権金額下限の引下げ
でんさいを発生させる際の債権金額の下限を、1万円以上から1円以上に引き下げます。これにより、1円から発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

以上